

令和6年度第4回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和7年3月26日（水）18時30～

場所：北とぴあ14階スカイホール

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- ①第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施結果について
- ②山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施について
- ③令和7年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について
- ④北区児童相談所等複合施設開設に向けた進捗状況について
- ⑤学童クラブの定員変更について
- ⑥「東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について
- ⑦ファミリー・サポート・センター利用助成事業の開始について
- ⑧北区協力家庭ショートステイの実施について
- ⑨子どもの権利に関する取組について
- ⑩令和6年度 家庭教育学級及び家庭教育力向上推進事業の実施について
- ⑪令和7年度子ども未来部の組織改正について
- ⑫令和7年度予算案主な事業（抜粋）について

3 その他

4 閉会

【資料一覧】

資料 No.	資料名	配付区分
資料1	第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの実施結果について	事前送付
資料2	山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施について	〃
資料3	令和7年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について	〃
資料4	北区児童相談所等複合施設開設に向けた進捗状況について	〃
資料5	学童クラブの定員変更について	〃
資料6	「東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定について	〃
資料7	ファミリー・サポート・センター利用助成事業の開始について	〃
資料8	北区協力家庭ショートステイの実施について	〃
資料9	子どもの権利に関する取組について	当日配付
資料10	令和6年度 家庭教育学級及び家庭教育力向上推進事業の実施について	事前送付
資料10-②	（資料10の添付資料）令和6年度 家庭教育力向上推進事業についての調査表【A3資料】	〃
資料11	令和7年度子ども未来部の組織改正について	〃
資料12	令和7年度予算案主な事業（抜粋）について	〃
参考資料	委員名簿・事務局名簿・席次表	当日配付

【事務局】子ども未来課子ども未来係 梅村・曽根
メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp
電話：03-3908-9097

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 3 月 2 6 日
子ども未来部子ども未来課

第 3 期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施結果について

1 要 旨

今年度策定予定の第 3 期北区子ども・子育て支援事業計画（案）について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

2 パブリックコメント実施結果

- （１）第 3 期北区子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント実施結果（別紙 1 のとおり）
- （２）第 3 期北区子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧（別紙 2 のとおり）

3 今後の予定

令和 7 年 3 月下旬 計画策定

第3期北区子ども・子育て支援事業計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

1 パブリックコメントの概要

(1) 意見募集期間

令和6年12月10日（火）～令和7年1月15日（水）

(2) 周知方法

北区ニュース（12月10日号）、北区公式ホームページ、北区公式 SNS（Facebook、X）、きたハピモバイル

(3) 案の閲覧場所

子ども未来課子ども未来係、区政資料室、地域振興室、図書館、児童館、子ども家庭支援センター及び北区ホームページ

(4) 意見提出者数：9名（内訳：ホームページ9名）

(5) 意見総数：33件

2 提出された意見の主旨とそれに対する区の考え方

【計画策定の背景と目的】

No	意見の主旨	区の考え方
1	p.1「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。」という記載について、既に適用済であるため、「～適用されました。」としたほうがよい。	ご意見を踏まえて、修正いたします。

【計画の対象】

No	意見の主旨	区の考え方
2	p.2 計画の対象について、「（総合計画 2024 から引用）」という記載があるが、今回の計画では対象がどうなったのかわからない。今回の計画の対象が何なのかを記すべきである。	本計画上における計画の対象は、「概ね 18 歳未満までの子ども（妊娠時を含む。）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18 歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。」と明記しているところです。一方で、ご意見をいただきました、「（総合計画 2024 から引用）」の記載は、分かりづらい記載となっていることから削除することとします。
3	本計画の対象は「概ね 18 歳未満の子ども・若者（およびその保護	本計画は、子ども・子育て支援法及び同法の規定に基づく「教育・

	者)」とされているが、低年齢への施策が中心的であるように思う。中学生・高校生を意識した事業はほとんど見当たらない。本来 18 歳以下が利用可能である児童館も「乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンター」への移行を進めるとされている。また、放課後児童健全育成事業も小学生を対象としている。中高生世代への支援事業を子ども・子育て支援事業計画に組み込むことを強く要請する。	保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本的指針」といいます。）」に基づき、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に係る量の見込み、確保方策等を定めております。ご意見をいただきました、中高生世代に対する施策について、区では、令和 6 年 3 月策定の北区子ども・子育て支援総合計画 2024 等に基づき推進していくこととしております。具体的には、令和 9 年度に乳幼児及び保護者への支援又は中高生世代への居場所の提供のため、全ての児童館を子どもセンター又は子ども・ティーンズセンターに移行します。現在中高生タイム（19 時までの開館延長）を実施の 3 館（滝野川東、袋、豊島東）については、子ども・ティーンズセンターに移行し、中高生の居場所機能の強化を図っていく予定です。
--	--	---

【子ども・子育て支援事業計画の考え方】

No	意見の主旨	区の考え方
4	p.4 子ども・子育て支援事業計画の考え方について、「本章「子ども・子育て支援事業計画」では、」という記載があるが、「本章」という記載は適切ではない。	ご意見をいただきましたとおり、「本章」という記載は適切ではないため、削除いたします。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施体制】

No	意見の主旨	区の考え方
5	未就学児の習い事や英語教育を充実させてほしい。	本計画は子ども・子育て支援法及び基本的指針に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供等を目指し、区における幼児期における学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めております。本計画及び北区子ども・子育て支援総合計画 2024 に基づき、就学前児童の質の高い学校教育・保育の総合的な提供に努めていきます。なお、区立幼稚園では、幼児期は何かを単独で学ぶのではなく、多くのことに直接触れ、関わることが大切であると考えており、幼稚園・こども園等で十分に遊ぶ（自分でしたいことを見付け、試行錯誤し、自分でやり遂げる喜びを感じる）ことが大切と考えています。さらに、毎年セブンヒル

	ズスクールの生徒の受け入れ・交流等により、英語に接する機会を設ける等の取組も進めているところです。
--	---

【地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期】

○ 地域子育て支援拠点事業

No	意見の主旨	区の考え方
6	どこの母親も核家族で気軽に育児に相談できる人はいない。児童館はオープンすぎて、初対面のママと交流はできない。産後に赤ちゃん連れで集まれる場所として、4-6 人くらいの赤ちゃんの年齢が限定（1 歳まで等）された、よりクローズな母親と赤ちゃんが集まるイベント（例 産後の肉体的・精神的変化、ケア、育児）をやってもらいたい。予約方法は、電話は赤ちゃんがいると難しいので、ウェブ予約できるようにしてもらいたい。	児童館では、歳児別の乳幼児クラブや、乳幼児親子を対象とした各種イベントを実施しております。また、令和 7 年度からは、産後の不安や育児相談の機会を提供するために、児童館や子どもセンターで妊婦、乳幼児を抱える保護者（主に産後 1 年未満の方）を対象に、助産師を講師とした講座や交流会の実施を予定しています。申し込みや予約方法については、乳幼児を抱える保護者の方が、より利用しやすい方法を検討してまいります。
7	児童館はかつて、小学生の居場所だった。学童が学校内に移り（入りきれない子ども達は近隣の施設だとしても）、子ども達は一日中学校に居ることになり、担任やクラスメートに馴染めない子ども達が、ホッとできる居場所が消えたという声を聞く。妊婦や乳幼児親子だけでなく、小学生にも「毎日開いている居場所」が必要だと思う。	「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和 5 年 12 月 22 日）にも示されているとおり、子どもの居場所については、子ども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子どもが自ら決め、行動する姿勢など、子どもの主体性を大切にすることが求められています。北区においては、放課後の子どもの居場所としてわくわく☆ひろばが全校実施されたことにより、児童館の小学生の利用者数は、大きく減少していますが、引き続き、児童館で過ごしたい小学生を受け入れ、ボール遊びや卓球、プラバン作りやペーパークラフトといった工作活動など、各種イベントを行っています。その他にも、様々な理由により、ひろばに参加しない・参加できない児童等の受入れを行っています。不登校対策については、令和 6 年 10 月より、児童館 3 館（王子東・赤羽・田端）にて、区内在住の小・中学生を対象に学びルーム「ありおーそ」（郊外別室指導支援員配置事業）を開始しています。「学校には登校できないが、外出はできる児童・生徒」への居場所の確保と多様な学びの機会を提供していきます。引き続き、児童館が子ども達にとって安全・安心な居場所と感じられるよう運営に尽力してまいります。
8	地域子育て支援拠点事業について、量の見込みと確保方策の表がありますが、過不足がないようにみえる。児童館に加え、NPO な	NPO などと連携した地域子育て支援拠点（子育てひろば）については、まず王子・赤羽・滝野川エリアに各 1 施設設置することと

	どと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます、と記載されているが、どのエリアに何か所くらい必要だと考えているか。	し、令和６年度に２施設（王子・赤羽）を開設いたしました。今後、滝野川エリアに設置すべく検討を進めております。令和８年度以降は各施設の利用者数や地域のニーズなどを検証し、設置について検討をしてまいります。
--	--	--

○ 産後ケア事業

No	意見の主旨	区の考え方
9	産後のケア宿泊サービスも３泊４日の補助は板橋区の６泊７日と比べて大きな差があるのでサポートを厚くしていただきたい。	産後ケア事業については、区としても重要な施策と位置付けており、サービス提供事業者を毎年度拡充しているところです。いただきました日数に関するご意見も踏まえ、利用者及びサービス提供事業者とも相談しながら、より有効な制度となるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
10	母親の精神的な産後ケア（産後うつまではいかないが、ホルモンバランスの乱れが、怒りっぽくなったり、攻撃的になったり、涙が出てきたり、親になるプレッシャーに耐えるなど、これまでと生活様式が一変することへの強いストレスへの対応）がほぼされていないことが問題と考える。お父さん（夫）に、女性の産後ケアについてよく学んでもらいたい。ホルモンの関係で産後は、涙もろくなったり、怒りやすくなったり、精神的に不安定になること、またその対応について学んでほしい。また、母親が自分のために、赤ちゃんを連れて講座に出掛けることはかなりハードルが高いため、Zoomなどを活用して自宅にいてもオンラインで相談できるようにしてもらいたい。	産後ケアの重要性については、ご指摘のとおりと考えております。区では、産後ケア事業について、宿泊型、日帰り型のサービスを実施しており、サービス提供施設についても毎年度拡充しております。パートナーが産後ケア等を学ぶ機会についても、拡充を進める赤ちゃん学級等で提供してまいります。また、今後、ご自宅で産後ケアサービスを受けられるよう訪問型等の実施も検討してまいります。ご意見を踏まえ、より良いサービスが提供できるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
11	産後ケア事業について、産後ショートステイの助成金は本当に助かった。ショートステイで夜に赤ちゃんを助産師さんがじっくりみてくれるだけで、心も体も休まった。今後も継続して欲しい。ショートステイで母親の疲労が取れるし、赤ちゃんの相談を助産師にすぐできる安心感があって、父親も自宅で休めるので、全員の産後ママに受けてもらいたい。すごくいい事業のため、産前のイベント時は、妊娠中の母親と父親に必ず伝えてほしい。パパの育児事業の際も、理解を得るよう伝えてもらいたい。	産後ケア事業については、区としても重要な施策と位置付けております。いただきましたご意見を踏まえ、関係機関とも相談しながら、より有効な支援ができるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
12	北区の産後ケア事業で、マドレボニータのバランスボール講座を受け、すごく良かった。ぜひ復活して欲しい。	

○ 子育て世帯訪問支援事業

No	意見の主旨	区の考え方
13	地域のネグレクト家庭の保護者に接していると、ゴミが溢れて不衛生な環境だったり、食事を作らないなどの状況にあり、本人の意識を変えるのは非常に難しいので、「支援対象の家庭が自立して生活できるように支援対象者の環境を整えていく」のには時間がかかる。計画案の量の見込みの考え方において記載されている「想定利用率と平均利用日数（12日）」を超えることも想定してほしい。	子育て世帯訪問支援事業における量の見込み算出に当たっては、原則の利用期間である支援開始から3か月、週1回の利用を想定しておりますが、家庭状況に応じて、利用期間の延長や回数を増やす等の対応を行ってまいります。

○ 児童育成支援拠点事業

No	意見の主旨	区の考え方
14	児童育成支援拠点事業について、「養育環境等に課題を抱える」家庭は少なくない。子ども達が日々の生活でとても困っているのに、令和9年度まで放置しているのではなく、すぐにでも着手してほしい。	児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して当該児童の居場所となる拠点を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。区ではこれまでも養育環境等に課題を抱える児童を早期に発見し、適切な支援につなげるため、要保護児童対策地域協議会の設置等により、関係機関が連携して、取り組む体制を整備しています。引き続き、こうした児童等へのきめ細やかな支援を継続しながら、児童育成支援拠点の開設に向けた準備を着実に進めていきます。
15	児童育成支援拠点事業について、量の見込みが令和7年度32人、8年度32人とあり、確保は令和9年度以降になっている。令和9年度まで想定数の人たちへの支援はどうなるか。区で支援が必要な子や家庭を把握できているなら、早急に対応すべきである。	

○ 親子関係形成支援事業

No	意見の主旨	区の考え方
16	当事者グループを立ち上げることは効果があるように思うが、「講義、グループワーク、個別のロールプレイ」への参加をどう促すのか具体策がほしい。	親子関係形成支援事業については、令和9年度からの実施に向け、類似事業との整理とともに、保護者が参加しやすいプログラムとなることを目指し、検討してまいります。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

No	意見の主旨	区の考え方
17	子育て短期支援事業（ショートステイ）は、満員で利用できないことがあると聞く。定員を増やしたり、地域で「協力家庭」を増やすことが必要ではないか。	区が登録した家庭で子どもを養育する「協力家庭ショートステイ」については、本計画に基づき、令和7年度から実施予定です。事業開始後は、区に登録いただける協力家庭が増えるよう周知に努めてまいります。また、いただきましたご意見を踏まえて、より有
18	子どもが一時保護されなくても地域で暮らすために、必要な支援	

	だと思う。しかし、送迎人員がいないと預かってもらえないなどの課題がある。子どもが歩いて行ける自分の地域の中でこのようなショートステイ先があると良いと思う。	効な制度となるよう今後とも協議・検討を進めてまいります。
--	---	------------------------------

○ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

No	意見の主旨	区の考え方
19	量の見込みの考え方において「未就学児の利用については、（11）の一時預かり事業で量を見込んでいます」との記載があるが、「未就学児の利用については、（12）の一時預かり事業で量を見込んでいます」の誤りではないか。	ご意見をいただきましたとおり、誤記であるため、修正いたします。

○ 一時預かり事業

No	意見の主旨	区の考え方
20	事業概要において、「保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）」とあるが、この「余裕活用型」はこれ以降登場しないので定義する意味がない。	ご意見をいただきましたとおり、「（「余裕活用型」という。））」という定義規定は不要と考えるため、削除することとします。

○ 病児病後児保育事業

No	意見の主旨	区の考え方
21	病児病後児保育事業について、表中の量の見込み・確保方策の数字はこれで正しいか。	病児病後児保育事業は、病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業です。量の見込みについては区民に対するニーズ調査結果及び計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出しており、確保方策については病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出しております。ご意見をいただきました表中の数値についてはこれらの算出結果に基づく数値を記載しております。

○ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

No	意見の主旨	区の考え方
22	「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」との記載があるが。カギカッコ付で記載するなら、条例名を一字一句省略せず正確に記したほうがよいと思う。正しくは「東	ご意見を踏まえて、鍵括弧の記載を削除することとします。

	京都北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」ではないか。	
23	学童クラブにおいて、知識や経験が不足している職員の話をする。子どもへの接し方や子どもの権利条約などの研修を毎年実施して、レベルの底上げが必要だと思う。	わくわく☆ひろばでは、毎年度、研修計画を立て、職員研修を実施しております。日々目まぐるしく変化する子どもを取り巻く環境に対応できるよう、引き続き職員の資質向上を図ってまいります。
24	量の見込み 小学校4年生以上の児童数が1～3年生に比べて著しく低いのはなぜか？	学童クラブの登録は1～3年生までのため、4年生以上の量の見込みは、令和6年度より新たに導入いたしました一般登録早朝・夕方利用の登録人数を基に算出しております。
25	小学校4年生以上は放課後子ども総合プラン一般登録（わくわくひろば）を利用すると記載されているが、わくわくひろばの居スペースは1教室分しかなく、学童クラブとの扱いに差がありに矛盾を感じる。	放課後子ども総合プラン一般登録（わくわくひろば）の活動場所については、教室だけではなく、体育館や校庭など学校内の施設を有効的に活用しながら運営しています。
26	令和4年度の「ニーズ調査」で小学生の保護者は「長期の休暇期間中の学童クラブの利用希望」について「高学年（4～6年生）になっても利用したい」が57.2%と非常に高かったが、夏休みの学童期の子の居場所について、区はどのような対応を考えているか。	学童クラブは原則通年での利用となりますが、令和6年度から新たに導入した「一般登録早朝・夕方利用」は、1か月単位で登録することが出来ます。長期休業期間のみ長時間の利用を希望する保護者へは、一般登録早朝・夕方利用をご案内しております。
27	わくわくひろばでは、16時50分になると、延長制度を申請していない子らは帰り支度を促され、17時になると強く促される状況である。子どもの放課後の過ごし方として、如何なものか。わくわくの開室時間を児童館に合わせることはできないのか。	わくわく☆ひろば一般登録の開設時間は17時までのため、17時以降の利用を希望される場合は、学童クラブまたは一般登録早朝・夕方利用の登録をお願いしております。わくわく☆ひろば一般登録の開設時間を児童館の開設時間と合わせる予定はありません。
28	北区は、放課後のすべてのこどもへの遊びの提供を、生活の場の学童とあわせて、学校へ整備する方針をとり、地区ごとにあった児童館を減らしてきた。かつ、児童館を、乳幼児親子の支援拠点にするようになったと聞いている。学校という施設だけでは、子どもにとって窮屈である。かつてのように、児童館を小学生も行くところとして、再度、位置付けてほしい。	「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日）にも示されているとおり、子どもの居場所については、子ども本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、子どもが自ら決め、行動する姿勢など、子どもの主体性を大切にすることが求められています。区においては、放課後の子どもの居場所としてわくわく☆ひろばが全校実施されたことにより、児童館の小学生の利用者数は、大きく減少していますが、引き続き、児童館で過ごしたい小学生を受け入れ、ボール遊びや卓球、プラバン作りやペーパークラフトといった工作活動など、各種イベントを行っています。その他にも、様々な理由により、ひろばに参加しない・参加できない児童等の受け入れを行っています。不登校対策については、令和6年10月より、児童館3館（王子東・赤羽・田端）にて、区内在住の小・中学生を対象

		に学びルーム「ありおーそ」（校外別室指導支援員配置事業）を開始しています。「学校には登校できないが、外出はできる児童・生徒」への居場所の確保と多様な学びの機会を提供していきます。 相談体制の充実については、令和 5 年度より北区内の全児童館で子育て中の保護者や妊娠中の方、0 歳から 18 歳までのこどもがいつでも気軽に児童館の職員に相談できる「子どもなんでも窓口」を実施しております。引き続き、児童館がこども達にとって安全・安心な居場所と感じられるよう運営に尽力してまいります。
--	--	--

○ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

No	意見の主旨	区の考え方
29	p.35「保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援」とあるが、p.7「当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わない」という記載と不整合に思える。	ご意見をいただきました「保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援」という部分は、事業概要を記載している箇所になります。区では、令和6年4月期の保育所入所における待機児童が概ね解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じて、対象事業者等への適切な支援を実施していきます。
30	「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」について、そもそも「本制度」が何を指すのか不明確である。	ご意見をいただきましたとおり、分かりづらい記載と考えられることから、区民の皆様に分かりやすい記載となるよう修正いたします。

【形式、体裁等】

No	意見の主旨	区の考え方
31	目次を付けてほしい。	ご意見を踏まえて、計画の冒頭に目次ページを作成することとします。
32	p7 など、「ID1-1／ 関連計画施策 ID□2-1-1 ★1-1-4」という記載について、「ID1-1」についてはこれが何のIDなのか記載されていない。この「ID1-1」については、本計画（つまり、第3期北区子ども・子育て支援事業計画）における事業番号だと推察されるが、そうだとすると事業番号が付されていない項目があるのは適当ではない。	ご意見を踏まえて、「ID」に関する補足説明を追記するなど、分かりやすい記載となるよう修正いたします。
33	計画の本文、表中などにおいて、以下の形式上の不統一・不整合が	ご指摘を踏まえ、計画全体の確認を行い、フォント・大きさの調整、

ある。 (1) 文字・数字のフォント・大きさの不統一 (2) インデントのずれ (3) 数字の半角・全角表記の混在 (4) 表の右上に記載されている単位について、「(人)」と「(人数)」の混在	インデントの調整その他数字や文字の表記の体裁の統一を行います。
---	--

【参考ご意見】

本計画に直接関連したものではなく、個々の施策に対するご意見と推察されますので、区政に関する様々なご意見の一つとして今後の参考にさせていただきます。

ご意見
これから子どもを持つ人の支援として出産一時金 50 万円では、ほとんどの産院で出産費用としてたりないと思う。総合病院を選ぶと出産一時金を引いても約 30 万から 50 万円かかる。また妊娠出産に関わる通院費用が保険適用でないのも命がけの出産と子どもを持つことでの社会貢献を考えると保険適用にして頂きたい。
子育てには莫大な費用がかかるので、少ない出生数の子どもに対してこども家庭庁に莫大な予算が組まれ、さらに増税が予定されているのに、恩恵が無いと国民は納得できないと思うため、区民と連携して意見を提出していただき、政策は出産育児を経験した方にぜひ国と区の子育て育児の支援策を改善していただきたい。
ベビーカーで散歩していて、緑道公園の広場（ボールが使える場所）と歩道を区切るフェンスの土台のコンクリートに、かなり亀裂が入っているのを見かける。巨大なフェンスなので、散歩中に突然倒れてきたら怖いなと思いながら、児童館へ向かっている。一度点検していただけたらありがたい。

第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案)のパブリックコメント実施時点からの修正箇所一覧

全体的な修正点（主なもの）

修正内容
目次の追加
誤字脱字等の修正及び文章表現・書式の体裁等に関する軽微な修正（個別の修正箇所では記載を省略します。）

個別の修正箇所

頁	修正前	修正後
1	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されることとなりました。	「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が令和6年2月13日に改定され、同年4月1日から適用されました。
2	概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む。）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。（ <u>総合計画 2024 から引用</u> ）	概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む。）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。
26	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、 <u>(11)</u> の一時預かり事業で量を見込んでいます。	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、 <u>(12)</u> の一時預かり事業で量を見込んでいます。
27	新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児	新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児

頁	修正前	修正後
	を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「 <u>余裕活用型</u> 」という。）等、いくつかの種類があります。	を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり等、いくつかの種類があります。
32	「 <u>北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</u> 」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。	北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する <u>基準を定める条例</u> に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
35	（18）多様な主体が <u>本制度に参入すること</u> を促進するための事業	（18）多様な主体の <u>参入</u> を促進するための事業
末巻		別添の「資料編」を追加

資料編

1

北区子ども・子育て会議 委員名簿

敬称略、順不同

○第6期（令和5年8月15日～令和7年8月14日）

構 成	氏 名	所 属	備考
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学児童学部教授	会長
	石黒 万里子	東京成徳大学子ども学部教授	副会長
区内 団体推薦	我妻 澄江	北区男女共同参画推進ネットワーク	
	漆原 浩子	北区私立保育園理事長園長会	
	太田 京子	北区民生委員児童委員協議会	
	影澤 博明	北区立小学校・中学校 PTA 連合会	(R 6. 3 まで)
	柴田 重臣	北区立小学校・中学校 PTA 連合会	(R 6. 4 から)
	鈴木 将雄	北区青少年地区協議会	
	田邊 茂	北区私立幼稚園協会	
	宮田 理英	一般社団法人東京都北区医師会	
区職員・ 関係行政 機関	大島 幸子	北区立児童館長会	
	奥村 宏	北区立中学校長会	(R 6. 3 まで)
	阿久津 光生	北区立中学校長会	(R 6. 4 から)
	関口 泰正	北区立小学校長会、幼稚園・こども園長会	
	野田 忠	東京都北児童相談所	(R 6. 3 まで)
	田窪 和美	東京都北児童相談所	(R 6. 4 から)
	三田 理恵	北区立保育園長会	
区民等	小林 宏一郎	公募委員	
	田崎 郁恵	公募委員	
	辻村 真実	公募委員	
	中村 章子	公募委員	

○第6期（令和5年8月15日～令和7年8月14日）

子ども・子育て会議	議事
第44回 (令和6年3月25日)	(1) (仮称) 東京都北区子どもの権利と幸せに関する条例の基本的な考え方(案)に関するパブリックコメント実施結果について (2) 「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」(案) のパブリックコメント実施結果と今後の予定について (3) 北区児童相談所等複合施設運営指針策定について (4) 令和6年4月期の保育園入所申込状況(一次審査) と今後の待機児童解消策について (5) 令和6年度子ども未来部の組織改正について (6) 出産・子育て支援担当部長の業務内容等について (7) 令和6年度予算案主な事業(抜粋) について
第45回 (令和6年6月27日)	(1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画の策定について(諮問) (2) 子どもの意見等の反映を推進するための庁内連携体制の整備について (3) 児童手当及び児童扶養手当の拡充等について (4) 私立幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行について (5) 北区児童相談所等複合施設開設に向けた取組みについて (6) こども誰でも通園制度(仮称) の本格実施を見据えた試行的事業の実施について (7) 東京都北区立児童発達支援センター一元化に伴う対応について (8) 北区民設子育てひろば事業について
第46回 (令和6年8月27日)	第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案) について
第47回 (令和6年10月28日)	(1) 第3期北区子ども・子育て支援事業計画(案) について (2) 北区子ども・子育て支援計画2020の令和5年度実績について (3) 北区子どもの未来応援プランの令和5年度実績について (4) 子どもの権利保障に関する体制整備について (5) 「ひとり親家庭等(育成手当受給世帯)生活応援事業」の実施について (6) 王子北保育園新築計画図(ブロックプラン) について (7) 令和7年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について (8) とうきょうすくわくプログラム推進事業の実施について

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 3 月 2 6 日
子ども未来部子ども未来課

山形県戸沢村との子どもの交流事業の実施について

1 要 旨

北区は、「東京都北区と山形県戸沢村の友好関係の構築と地域における子どもたちへの支援の促進に係る農産物等寄付についての申合せ」(令和 5 年 12 月 20 日取交し)に基づいて、山形県戸沢村から米の寄附を受け、区内の子ども食堂等において活用しているところであるが、戸沢村から北区と戸沢村の子どもの交流を進めていきたいとの申し出があった。

子どもたちが、非日常の自然体験や様々な社会体験と人的交流を行う「体験の機会」は、子どもの成長に大きな意味を持つことから、区として「体験型の子ども事業」の充実にむけた取組を推進するべく、また北区と戸沢村の友好関係を深めるため、本事業を実施する。

2 事業概要(予定)

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 実施時期 | 令和 7 年 7 月下旬または 8 月下旬の 2 泊 3 日 |
| (2) 参加対象 | 区内在住で区内の子ども食堂に通う児童・生徒 |
| (3) 募集人数 | 10 名 |
| (4) 実施内容 | 各種体験(自然体験、農業体験)、戸沢村の児童生徒との交流等 |

3 今後の予定

- | | | |
|--------|-------|-----------------------|
| 令和 7 年 | 3 月 | 当初予算案の提出 |
| | 4 月 | 戸沢村との「子どもの交流」文書の取り交わし |
| | 5～6 月 | 参加する児童生徒の募集 |
| | 7～8 月 | 交流事業の実施 |

子ども・子育て会議資料
 令和7年3月26日
 子ども未来部子ども未来課
 子ども未来部保育課

令和7年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と
 今後の待機児童解消策について

1 要 旨

令和7年4月期の保育園入所申込状況（一次審査）と今後の待機児童解消策について、以下のとおり報告する。

2 令和7年4月期の入所審査（一次審査）の入所申込等状況

（1）新規申込者数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和7年4月期	591	1,080	168	179	40	25	2,083
令和6年4月期	582	1,034	140	179	39	25	1,999
増 減	9	46	28	0	1	0	84

（2）入所保留者数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和7年4月期	64	273	50	27	18	9	441
令和6年4月期	63	270	35	20	10	7	405
増 減	1	3	15	7	8	2	36

（3）保育園二次募集枠

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和7年4月期	243	149	104	140	120	159	915
令和6年4月期	263	172	133	113	117	153	951
増 減	▲20	▲23	▲29	27	3	6	▲36

（4）（参考）二次募集枠に対する入所保留者数【（3）－（2）】

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和7年4月期	179	▲124	54	113	102	150	474
令和6年4月期	200	▲98	98	93	107	146	546
増 減	▲21	▲26	▲44	20	▲5	4	▲72

※ 申込者数、入所保留者数については、区民区内園希望者を計上

【参考①】区内就学前人口（地区別）

地区	0～5歳		0～2歳	
	R7.1.1	対前年比増減	R7.1.1	対前年比増減
浮間	1,170	▲ 85	534	▲ 32
赤羽西	2,496	57	1,232	64
赤羽東	2,387	▲ 53	1,210	13
王子西	970	15	473	6
王子東	3,511	▲ 141	1,755	▲ 33
滝野川西	2,975	▲ 94	1,456	3
滝野川東	876	▲ 49	438	▲ 18
計	14,385	▲ 350	7,098	3

【参考②】区内就学前人口の対前年増加率の推移（1月1日時点比較）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0～5歳児	▲1.65%	▲2.99%	▲4.17%	▲2.96%	▲2.38%
0～2歳児	▲3.03%	▲4.90%	▲4.89%	▲3.95%	0.04%

【参考③】区内就学前人口（年齢別）の推移（1月1日時点）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
令和7年1月	2,441	2,348	2,309	2,332	2,514	2,441	14,385
令和6年1月	2,343	2,344	2,408	2,546	2,486	2,608	14,735
増 減	98	4	▲99	▲214	28	▲167	▲350

3 今後の待機児童解消の考え方

新たな私立認可保育園の公募誘致については引き続き見送ることとする。なお、二次審査の申し込み状況等を踏まえ、必要に応じて対応策を検討する。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R7.4時点の 受け入れ可能数	825	1,670	1,848	1,812	1,788	1,787	9,730

※上表の数は、入所調整施設に加え、区が運営費等の補助を行っている施設（認証保育所、家庭福祉員等）の受け入れ数を含む。

子ども・子育て会議資料
令和7年3月26日
子ども未来部児童相談所開設準備担当課長

北区児童相談所等複合施設開設に向けた進捗状況について

1 要 旨

区では、児童相談所等複合施設の開設に向け、令和6年度中の建設工事着手の準備を進めてきたが入札不調となった。現在、次回の入札に向けて修正設計等を行うなど、できる限り早期の建設工事着手に向け取り組んでおり、その状況と児童相談所等複合施設開設に向けたソフト面の準備状況について併せて報告する。

2 現 況（経過等）

平成30年12月	旧赤羽台東小学校施設跡地の利活用計画策定
令和2年7月	児童相談所等複合施設基本構想策定
令和3年12月	児童相談所等複合施設基本計画策定
令和6年2月	児童相談所等複合施設運営指針策定
3月	基本・実施設計完了
6月	建設工事等債務負担増額
9月	建設工事入札不調
10月	建設工事等債務負担増額
12月	建設工事入札不調、修正設計補正予算議決
令和7年1月	第1回庁内連絡会

3 進捗状況

別添のとおり

4 今後の予定

令和7年3月	修正設計完了
4月	児童相談所開設準備担当部創設

令和7年度 建設工事再入札

※再入札の結果を踏まえて、開設スケジュールの見直しを行い、国や東京都との開設協議を進める。

児童相談所等複合施設開設に向けた主な業務の進捗状況

No.	内容	所管課	進捗状況
1	建設工事	児童相談所開設準備担当課 営繕課	令和8年12月複合施設開設、令和9年2月児童相談所開設を予定していたが、令和6年度9月と12月に実施した建設工事の入札が不調となったため、入札時期や条件など見直しを行い早期の建設工事着手を目指す。
2	修正設計	児童相談所開設準備担当課 営繕課	複合施設建設工事の入札不調に伴い、令和7年1月～3月にかけて設計内容の再検討及び修正を実施する。修正設計については、外壁や内装等の2次部材における施工性やメンテナンス性の再検討及びコスト縮減の検討を含めた修正設計を実施している。
3	開設協議および北児童相談所からの引き継ぎ	児童相談所開設準備担当課	区児童相談所開設時期を確定後、国や東京都との開設協議を実施するとともに、東京都北児童相談所の閉鎖時期などについて東京都と調整する。
4	職員の確保、育成	児童相談所開設準備担当課 職員課	令和7年4月より部長級、係長級を区の任期付き職員として採用するとともに、特別区の経験者採用などで計画的に採用を行うほか、会計年度任用職員、弁護士、医師の確保も検討する。また、職員育成のため、派遣研修などを東京都や先行自治体と調整し、適切な派遣先の確保を行う。
5	児童相談所設置市事務	関係所管課	東京都から16の設置市事務が区の事務となる。児童福祉審議会の委員選定のほか、先行自治体の状況を踏まえて、各課で準備を進めている。
6	児童相談所等複合施設内での連携強化	児童相談所開設準備担当課 子ども家庭支援センター 教育総合相談センター	区児童相談所開設後は、児童相談所子ども連携支援課相談支援係において、事務職や福祉職等により児童虐待初動体制を一元化し迅速に対応するため、現在、児童相談所開設準備担当課の事務職が子ども家庭支援センターを兼務し、同行訪問や面接等初動対応を実施している。また、学校や地域等の関係機関との関係構築を目指した12中学校圏域での地区担当制についても令和6年度より子ども家庭支援センターで試行運用している。さらに、児童相談所と子ども家庭支援センターが連携してケースの協働ができるように、帰庁報告会等で検討を重ねている。
7	児童福祉及び母子保健部門の包括的支援体制の構築	出産・子育て支援担当課	こども家庭センター機能については、令和6年度から新たに出産・子育て支援担当課を設置しサポートプランの作成や子ども家庭支援センターと健康支援センターでの合同会議を開催するなど、関係機関と連携し児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うとともに、児童相談所等複合施設開設時の連携の在り方について検討している。
8	あそびのひろばの外部化	子ども家庭支援センター	令和8年4月からの外部化にむけて、ファミリー・サポート・センター事業との一体運営を含め、令和7年度に公募型プロポーザル方式等で事業者の決定を行う予定である。
9	児童発達支援センターの外部化	子ども家庭支援センター	令和8年4月からの外部化に向けて、令和6年12月より公募型プロポーザル方式で手続きを開始し、令和7年4月に事業者が決定する予定である。
10	適応指導教室の外部化	教育総合相談センター	適応指導教室においては、これまでの学習支援に加え、児童・生徒の多様な居場所や保護者への支援が求められており、令和8年4月からの適応指導教室の学習支援の外部化に向けて、令和7年度公募型プロポーザル方式等で事業者の決定を行う予定である。
11	一時保護所の学習支援体制の構築	児童相談所開設準備担当課	一時保護所の学習支援については、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習支援員の配置状況等により科目が限定されない学習支援体制を構築する必要がある、複合施設の体育館等の効率的な活用や子どもたちの特性に合わせた学習環境の構築を見据え、適応指導教室の学習支援との共同での外部化も含めて検討を進める。
12	通学支援検討調整	児童相談所開設準備担当課	一時保護所に入所中の子どもについて、本人の希望や家族の状況を踏まえて、学校への通学支援を検討しており、交通手段の確保等先行自治体の状況を踏まえ検討している。
13	子どもアドボケイト委託	子ども未来課	子どもの意見表明権を保障する取組みとして、一時保護所等へ第三者である子どもアドボケイトを定期的に派遣する等外部委託するために検討を進めている。
14	システム構築	出産・子育て支援担当課 児童相談所開設準備担当課	児童相談所開設やこども家庭センター機能の充実を見据え、子どもや子育て世帯、妊産婦に対して、それぞれのニーズに合った相談や支援ができるように情報を一元管理するシステムを導入するため、令和7年2月より公募型プロポーザル方式で手続きを開始し、令和7年4月に事業者が決定する予定である。

子ども・子育て会議資料
令和7年3月26日
子ども未来部子どもわくわく課
子ども未来部子ども未来課

学童クラブの定員変更について

1 要 旨

本年度に引き続き、令和7年4月の学童クラブ待機児童を出さないため、学童クラブの定員変更を行い、150名の定員増を図る。

2 学童クラブ待機児童の状況

令和4年4月：待機児童 8名（前年度比 150名定員増）

令和5年4月：待機児童 0名（前年度比 370名定員増）

令和6年4月：待機児童 0名（前年度比 155名定員増）

3 令和7年4月期の定員等

96学童クラブ、定員 4,150名

（前年度比 2学童クラブ増、150名定員増）

※定員等変更一覧…別紙

4 今後の予定

令和7年 3月 開設準備

令和7年 4月 運営開始

《定員等変更一覧》

小学校 名	令和6年4月		令和7年4月		
	クラブ名	定員	クラブ名	変更内容	定員
岩淵小	学童クラブ第一	40	学童クラブ第一	定員変更	60
なでし こ小	学童クラブ第一	70	学童クラブ第一		70
	学童クラブ第二	40	学童クラブ第二		40
	学童クラブ第三	40	学童クラブ第三		40
	学童クラブ第四	50	学童クラブ第四	移転・定員変更 (旧神谷育成室)	40
			学童クラブ第五	新設 (旧神谷育成室)	40
浮間小	学童クラブ第一	40	学童クラブ第一		40
	学童クラブ第二	70	学童クラブ第二		70
	学童クラブ第三	40	学童クラブ第三		40
	学童クラブ第四	40	学童クラブ第四	定員変更	60
赤羽台 西小	学童クラブ第一	45	学童クラブ第一		45
	学童クラブ第二	40	学童クラブ第二	定員変更	60
西が丘 小	学童クラブ第一	40	学童クラブ第一	定員変更	45
	学童クラブ第二	40	学童クラブ第二	定員変更	55
滝野川 小	学童クラブ第一	40	学童クラブ第一		40
	学童クラブ第二	40	学童クラブ第二		40
	学童クラブ第三	60	学童クラブ第三		60
	学童クラブ第四	40	学童クラブ第四		40
			学童クラブ第五	新設(西ヶ原子ど もセンター)	40
小計(上記6校)		775	小計(上記6校)		925
上記以外の小学校(27校)		3,225	上記以外の小学校(27校)		3,225
合計(33校)		4,000	合計(33校)		4,150

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 3 月 26 日
子ども未来部 保育課

「東京都北区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例」の制定について

1 要 旨

保護者の就労要件を問わず、保育所等を利用していない未就園児が、時間単位で保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」は、令和 7 年度から「乳児等通園支援事業」として法制化され、事業を実施する場合は、区市町村ごとに設備基準等の条例制定及び実施園の認可を行う必要がある。

北区では今年度から試行的事業を実施してきた。令和 7 年度からは制度化を踏まえて本条例を制定し、実施施設を拡大して実施していく。

なお、こども誰でも通園制度は、令和 8 年度には給付制度として本格実施となり、原則として全自治体で条例を制定し、実施することになる。

2 実施内容（本格実施までの流れ）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業	試行的事業	法律上制度化	本格実施
主な違い	希望する自治体のみ実施	実施する場合は 条例制定が必要	全自治体で実施 必ず条例制定が必要
国の動き	全国118自治体で 試行的事業を実施	・乳児等通園支援事業 として法律上制度化 ・自治体の判断で実施	・法律に基づく新たな 給付制度として実施 （公定価格に組込まれる） ・全自治体で実施
北 区	私立保育園2園で実施	条例制定、実施施設拡大	実施方法は今後検討
対象児童	保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童		
利用時間	こども1人あたり「月10時間」を上限		令和6～7年度の実施 状況の検証や課題を抽出 し、令和8年度以降の実 施方法を検討していく。
利 用 料	こども1人1時間あたり300円（利用料減免あり）		
実施施設	・テーオーシー ・LIFE SCHOOL 桐ヶ丘 こどものもり	実施施設を拡大して実施 （私立保育園5施設程度 を想定）	
実施施設 補助単価	歳児に関わらず 850円/時間/人	0歳児 1,300円/時間/人 1歳児 1,100円/時間/人 2歳児 900円/時間/人	公定価格内で給付

3 参考（対象児童のイメージ）

＜こども誰でも通園制度概要（こども家庭庁資料抜粋）＞

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就 労 要 件	あ り	保育所、認定こども園等						小 学 校
	な し	<u>こども誰でも通園制度</u> ・ 0歳6か月～満3歳未満 ・ 月10時間まで時間単位で利用			幼稚園			

子ども・子育て会議資料
令和7年3月26日
子ども未来部子ども家庭支援センター

ファミリー・サポート・センター利用助成事業の開始について

1 要 旨

子育て世帯の家庭福祉の向上を目的として、ひとり親家庭やダブルケア世帯（育児と介護を同時に行っている世帯）等を対象に、令和7年4月1日からファミリー・サポート・センター事業利用料の一部助成を開始するため報告する。

2 事業概要

項目	内容
対象世帯	北区在住であり、以下の項目に該当する世帯 （１）児童扶養手当受給世帯 （２）生活保護世帯 （３）住民税非課税世帯 （４）ダブルケア世帯 ※注
助成額	利用料金の半額助成 ※10円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額 ※謝礼のみが対象で食事や交通費等の実費、キャンセル料は対象外 ※月額助成上限額は20,000円
申請期日	4月～6月利用分 当該年度7月末日 7月～9月利用分 当該年度10月末日 10月～12月利用分 当該年度1月末日 1月～3月利用分 翌年度4月15日 ※期日が土日祝日にあたる場合は、その前日

※注：ダブルケア世帯：育児と親の介護を同時に行っている世帯

3 今後の予定

令和7年4月 北区ニュースやホームページで周知を行う。

4 参考

23区中4自治体で同事業を実施している。（令和6年7月現在）

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 3 月 2 6 日
子ども未来部子ども家庭支援センター

北区協力家庭ショートステイの実施について

1 要 旨

北区中期計画令和 6 年度～令和 8 年度に基づき、児童の健全な育成及び家庭の福祉の向上を図ることを目的に、保護者の育児疲れや仕事等で一時的にお子さんを養育することが困難となった場合に、委託契約を締結した養育家庭の居宅にて子どもの養育を行う協力家庭ショートステイ事業を令和 7 年度より実施する。

2 事業概要

項目	内容
協力家庭登録の要件	東京都の養育家庭に認定されていること ※協力家庭数 5 家庭で開始予定
利用定員	1 日につき 1 家庭 1 名まで 兄弟姉妹については、協力家庭と要相談
対象年齢	2 歳から 18 歳までの児童
利用料金	1 泊あたり 2,000 円（課税世帯） ※区からの委託料 1 日につき 10,000 円 なお、減免制度あり
養育内容	食事の提供、衣類の洗濯、身の回りの世話等

3 今後の予定

令和 7 年 3 月 協力家庭の登録準備

4 月 北区ニュース等で事業周知・開始

4 参考

23 区中 15 区において導入済み（令和 6 年 7 月現在）

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 3 月 26 日
生涯学習・学校地域連携課

令和 6 年度 家庭教育学級及び家庭教育力向上推進事業の 実施について（報告）

1 要 旨

家庭を取り巻く環境が変化する中、地域において、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる仕組みづくりを推進するために、北区教育委員会では、従来から家庭教育学級及び家庭教育力推進事業を実施しているところである。

家庭教育学級では、乳幼児の子育て家庭への支援、小学生・中学生の子どもを持つ保護者への支援などを実施している。また家庭教育力向上推進事業では、保育園や児童館、小中学校における取組みなど、教育委員会として区長部局と連携しながら、様々な事業を展開している。

家庭教育力向上推進事業は「北区子ども・子育て支援総合計画 2024」に位置付けていることから、本会議において事業報告を行うものである。

2 内 容

（1）令和 6 年度 家庭教育学級について（別紙）

- ・乳児コース（4 日間）
- ・幼児コース（4 日間）
- ・小学生親コース（2 日間）
- ・小・中学生親コース（3 日間）
- ・小学生コース（1 日間）

（2）令和 6 年度 家庭教育力向上推進事業について（別紙）

教育指導課、学び未来課、中央図書館、子ども未来課、子どもわくわく課、文化センターの開催する事業について

3 今後の予定

令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月

- ・乳幼児から中学生の保護者を対象とした事業

令和 7 年 7～8 月頃

- ・小学生親子を対象とした事業実施

（資料）①令和 6 年度 家庭教育学級実施一覧

②令和 6 年度 家庭教育力向上推進事業についての調査表

令和6年度 家庭教育学級 実績一覧

コース	日 程	会 場	定 員	応募人数	参加人数(延べ)		保育	対 象	講 師
乳児コース 【赤ちゃんママのほっこり時間】	6月3日、10日(月) 14:00～16:00	北とぴあ 飛鳥ホール	25組	69組	23組	46名	無	参加当日3ヶ月～7ヶ月の子どもと保護者	子育て・家庭教育アドバイザー 帝京短期大学非常勤講師 宗藤 純子
	6月21日、28日(金) 14:00～16:00	北とぴあ 飛鳥ホール	25組		20組	40名	無	参加当日3ヶ月～7ヶ月の子どもと保護者	
幼児(日曜)コース 【自立した子どもを育てるには～モンテッソーリ教育から学ぶ】	10月20日、27日(日) 14:00～16:00	北とぴあ ペガサスホール	20名	91名	66名		無	幼児の保護者	星美学園短期大学 幼児保育学科教授 日本モンテッソーリ教育総合研究所 研究員 井出 麻里子
幼児(日曜)コース 【小学校入学までに準備しておく”たった一つのこと”】	3月2日、9日(日) 14:00～16:00	北とぴあ ペガサスホール	20名	67名	57名		無	幼児の保護者	NHK「すくすく子育て」元キャスター 親子コミュニケーションアドバイザー NPO法人親子コミュニケーションラボ 代表理事 天野ひかり
小学生親コース 【育てづらさはどう向き合うか】	1月24日、31日(金) 9:50～11:50	北とぴあ 飛鳥ホール	20名	30名	18名		無	小学生の保護者	(一般社団法人)ベアホープ 代表理事 ロング 朋子
小・中学生親コース 【親が変われば子どもも変わる～コーチング】	5月17日、24日、31日(金) 9:50～11:50	北とぴあ 飛鳥ホール	20名	70名	64名		無	小・中学生の保護者	(一般社団法人)日本青少年育成協会 認定PM級教育コーチングトレーナー 仲野十和田
小学生コース 【親子で楽しく身に付けよう！ぼうはんパワーアップ教室】	8月1日(木) 14:00～16:00	北とぴあ 飛鳥ホール	20組	30組	18組40名		無	小学生と保護者	うさぎママのバトロール教室主宰 安全インストラクター 武田 信彦

子ども・子育て会議資料
令和 7 年 3 月 26 日
子ども未来部子ども未来課

令和 7 年度子ども未来部の組織改正について

1 組織改正にあたっての基本的な考え方

「北区経営改革プラン」に基づき、公共サービスに対する需要の増加や多様化に的確に対応するため、組織の再編を図る。

2 改正概要

(1) 児童相談所開設準備担当部長の新設

児童相談所開設に向け、業務運営体制等の整備や人材育成を推進するとともに、開設後を見据えた執行体制の構築を図るため、「児童相談所開設準備担当部長」を新設する。

3 組織改正新旧対照表

次頁のとおり

令和7年度組織改正新旧対照表(子ども未来部)

アミ掛け部分が改正箇所

改正後	改正前
子ども未来部 (省略) (省略) (省略) 出産・子育て支援担当部長 出産・子育て支援担当課長 (省略) 児童相談所開設準備担当部長 児童相談所開設準備担当課長 課務担当主査	子ども未来部 (省略) 児童相談所開設準備担当課長 課務担当主査 (省略) (省略) 出産・子育て支援担当部長 出産・子育て支援担当課長 (省略)

子ども・子育て会議資料

令和7年3月26日

子ども未来部子ども未来課

令和7年度予算案主な事業（抜粋）について

- 令和7年度予算案主な事業（抜粋）
次頁のとおり



(撮影場所：中央図書館前)

東京都北区

令和7年度予算案主な事業（2025年度）

令和7年2月

区民に豊かさが、「広がる区政」を

目指した積極的予算



北区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

目 次

令和 7 年度北区予算案の特徴

- 1 令和 7 年度予算規模 1
- 2 一般会計（歳入） 2
- 3 一般会計（歳出） 3
- 4 適切な基金・特別区債の運用 4

主な事業

1 区民サービス No.1 の行財政改革

- 1-1 北区の新たなブランディング戦略 5～6
- 1-2 行政の DX 推進 7～9
- 1-3 職員の働き方改革 10～11
- 1-4 「北区版健康経営」の推進 12～13

2 子どもの幸せ No.1

- 2-1 妊娠・出産・子育て支援の推進 14～16
- 2-2 子どもの権利を守り健全な成長を育む 17～18
- 2-3 教育先進都市・北区 NEXT STAGE 19～22

3 つながる医療・福祉 No.1

- 3-1 自立した豊かなシニアライフを応援！ 23～24
- 3-2 こころと体の健康づくりの推進 25
- 3-3 障害のある方やその家族への支援 26～27

4 経済と環境の好循環を地域力で創出

- 4-1 中小企業等、商店街等への支援 28～29
- 4-2 新たな産業の担い手の発掘 30～31
- 4-3 持続可能な環境共創都市の実現 32～33

5 安全・安心 No.1 の防災と北区強靱化

- 5-1 あらゆる自然災害への対応力を強化 34～35
- 5-2 多彩な支援で地域防災力を強化 36～37
- 5-3 全国初！区内の若者を闇バイトから守る 38

【新】・・・新規事業

妊娠・出産・子育て支援の推進

事業名	予算額
(1) 特定不妊治療費（先進医療）助成【新】	(1) 3,022千円
(2) 妊婦のための支援給付【新】	(2) 310,000千円
(3) 訪問による産後ケアを開始【新】	(3) 4,500千円
(4) 児童館等への助産師派遣【新】	(4) 110千円
(5) 託児付講座及び食事会の開催【新】	(5) 969千円
(6) ファミリー・サポート・センター利用料の一部助成【新】	(6) 1,012千円

ここがポイント！

- (1) 特定不妊治療費（先進医療）助成
 ㊦ 保険適用された治療と併用して、自費の特定不妊治療「先進医療」の費用の一部助成を開始
- (2) 妊婦のための支援給付
 ㊦ 従来の支給に替えて、妊娠時に5万円、出産後に5万円の現金給付を開始
- (3) 訪問による産後ケアを開始
 ㊦ 産院等で実施する産後ケアを、新たに利用者の居宅でも実施
- (4) 児童館等への助産師派遣
 ㊦ 助産師による交流会等を、地域の身近な児童館や子どもセンターで実施
- (5) 託児付講座及び食事会の開催
 ㊦ イヤイヤ期を迎える子どもを在宅で育てる保護者が、悩みを抱え孤立しないよう託児付講座及び食事会を開催し、外部とつながるきっかけをつくる
 ㊦ 在宅子育て家庭を対象とした食事会の開催は北区初
 ※令和7年度はモデル事業として実施
- (6) ファミリー・サポート・センター利用料の一部助成
 ㊦ ひとり親家庭やダブルケア世帯（育児と介護を同時に行っている世帯）等を対象にファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成

事業概要

(1) 特定不妊治療費（先進医療）助成

- 不妊治療における経済的負担を軽減するため、体外受精および顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併せて実施される「先進医療」の費用を助成する。
- 東京都の特定不妊治療費（先進医療）助成事業の認定を受けた上で、先進医療の自己負担が生じた方を対象に、5万円を限度に区独自の上乗せ助成を行う。

(2) 妊婦のための支援給付

- ギフトカードの支給に替えて、妊娠時に5万円、出産後に5万円の現金給付を開始する。
- 現金ではなくギフトカードを希望する方には、これまで同様、東京都カタログサイトで利用できるギフトカードを送付する。
※ 出産後の東京都上乗せ支給分（ギフトカード）は、引き続き東京都が直接申請を受け付ける予定。

(3) 訪問による産後ケアを開始

- 産後の母と子を対象に、助産師が利用者の居宅を訪問して、育児指導、相談支援や授乳ケア、心理ケア等を行う。
- 居宅で実施することで、利用者の移動負担がなく、プライバシーが保たれた状態での実施が可能となる。



(4) 児童館等への助産師派遣

- 妊婦や産後の母と子を対象に、助産師による講座や交流会を、地域の身近な児童館や子どもセンターで実施する。
- いのちの誕生のそばにいる助産師だからこそできる、心に響く講座や交流会を実施し、育児相談の機会や仲間づくりのきっかけを提供する。



(5) 託児付講座及び食事会の開催

- 託児付講座では、一時的に子どもと離れることにより保護者の「自分時間」を創出し、リフレッシュ及び心理的負担の軽減を図る。
- 講座後は、参加者による食事会を開催し、子育ての悩みや不安の解消及び子育て世帯の交流を促進する。
- 託児付講座及び食事会概要

- 対象
令和7年4月1日時点で2歳になる子を在宅で育てる家庭
- 実施予定
4回（1回につき親子20組）
- 参加費
無料



(6) ファミリー・サポート・センター利用料の一部助成

- ファミリー・サポート・センター事業の利用者負担額を助成することで、子育て世帯の家庭福祉の向上と当該事業の活性化を図る。
- 助成内容
 - ※ 対象世帯
児童扶養手当受給世帯、生活保護世帯、非課税世帯、ダブルケア世帯
 - ※ 助成金額
1時間あたり400円（謝礼のみが対象、食費や交通費等は対象外）
 - ※ 助成月額上限額
20,000円

【(1)～(4)の担当】
保健サービス課長
電話 03-3908-7050

【(5)の担当】
出産・子育て支援担当課長
電話 03-5948-6881

【(6)の担当】
子ども家庭支援センター所長
電話 03-3914-9565

【新】・・・新規事業

子どもの権利を守り健全な成長を育む

事業名	予算額
(1) 子どもの居場所づくりを支援	(1) 123,809千円
(2) 子どもの豊かな体験機会を創出【新】	(2) 4,496千円
(3) ヤングケアラーの周知啓発【新】	(3) 11,000千円

ここがポイント！

- (1) 子どもの居場所づくりを支援
- ☞ 子ども食堂等への運営補助や、生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援（定員拡大）を通じて、様々な状況にある子どもの居場所づくりを推進
- (2) 子どもの豊かな体験機会を創出
- ☞ 「子どもたちの体験格差の緩和」及び「自治体交流の促進」
 - ☞ 都市交流を通じて、子どもたちに様々な体験機会を提供する
- (3) ヤングケアラーの周知啓発
- ☞ ヤングケアラーの正しい理解と認知度の向上を図る

事業概要

(1) 子どもの居場所づくりを支援

- 補助上限額の引上げ
子ども食堂運営経費及び配食・宅食形式の運営経費に係る補助上限額を1団体当たり5万円引上げる。※補助総枠1,000万円余の増
- 生活困窮・ひとり親世帯等への学習支援
 - 受講期間を10か月から12か月へと2か月間延長し、通年開催化する。
 - 一部の生徒が集中する開催教室の定員を拡大し、受入定員を総枠で250名から270名へ増大する。



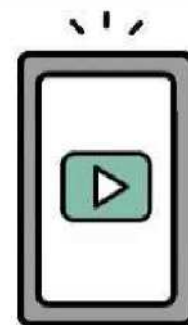
(2) 子どもの豊かな体験機会を創出

- 非日常の様々な社会体験を行うことは、子どもの成長に極めて重要であることから、体験機会の創出及び育った環境による体験格差の緩和を図る。
- 山形県戸沢村
子ども食堂に通う児童（10名程度）が、夏季休暇中に山形県戸沢村へ滞在し、農業体験はじめとする様々な体験と、戸沢村の児童と交流する。
- 山形県酒田市及び和歌山県和歌山市
稲刈りなどの農村体験や都市間の歴史的つながり等を学ぶ。

実施時期	令和7年秋頃
実施期間	1泊2日
対象者	区内在住、在学の小学校4～6年生と区内在住の保護者
参加人数	10組20名程度
内容	両都市それぞれの特色を活かした体験事業等を実施する。

**(3) ヤングケアラーの周知啓発**

- 北区らしい10～15分の実写ショートムービーを作成・発信。ヤングケアラーが相談しやすい環境を作るため、誰もがヤングケアラーについて正しく理解する環境をつくる。
- 令和6年11月に実施した高校生モニター会議での意見を取り入れ、動画作成とともに、今後は周知啓発イベントの実施も検討する。

**【(1) (2) 戸沢村の担当】**

子ども未来課長

電話 03-3908-9097

【(2) 酒田市・和歌山市の担当】

都市交流推進担当副参事

電話 03-5390-0091

【(3) 担当】

子ども家庭支援センター所長

電話 03-3914-9565

【新】・・・新規事業

教育先進都市・北区 NEXT STAGE

事業名	予算額
(1) 心の教育【新】	(1) 11,188千円
(2) 保護者サポート【新】	(2) 255千円
(3) 教員支援【新】	(3) 21,421千円
(4) 教育 DX	(4) 103,295千円

ここがポイント！

- (1) 心の教育
- 👍 東京家政大学との連携による不登校児童・生徒への支援 (①)
 - 👍 いじめ対応職員の配置 (②)
- (2) 保護者サポート
- 👍 区独自の奨学金返済支援給付事業を準備
- (3) 教員支援
- 👍 スクールロイヤー制度の導入 (①)
 - 👍 地域クラブ活動の開始 (②)
 - 👍 学校給食費の公会計化に向けた準備 (③)
- (4) 教育 DX
- 👍 バーチャル空間を活用した不登校児童・生徒への支援 (①)
 - 👍 教育 DX の基盤づくり (ICT 支援員の拡充及びインフラ整備) (②)

事業概要

(1) 心の教育

- ① 東京家政大学と連携し、同学内に新たな学びの場（仮称：ホットルーム）を開設する。
- 対象等

北区に在住する不登校状態の児童・生徒（小・中学生）。1回あたり10名以内。主に土曜日午後、1回あたり2時間程度で年27回実施予定。
 - 教育、心理、福祉を学ぶ東京家政大学の学生が、教育カリキュラムの一環としてサポートに入る。

② 教育指導課に元学校長等経験豊富な職員を、いじめ対応職員として配置する。

- 学校単独での解決が難しくなっている、いじめ問題に迅速に対応する。
- 外部等からの相談について、スクールロイヤーと連携しながら早期対応・解決に当たる。

(2) 保護者サポート

- 北区独自制度で北区在住者の奨学金返済をサポート。
 - 北区独自施策として、北区に住所を有する方を対象に、奨学金返済支援給付事業を制度化。
 - 令和7年度に給付要件を定めて周知開始（申請受付・給付開始は令和8年度～）。対象者には5年間で最大100万円を給付予定。



(3) 教員支援

- ① 学校現場により近い「常駐型」スクールロイヤー制度を導入する。
- 弁護士資格を持つ「スクールロイヤー」を教育委員会に配置（原則週2回）。
 - 事案によって、学校に赴き、相談・交渉等に対応し、学校内で生じるいじめやトラブル等を重大化する前に防ぐ。
- ② 区立中学生誰もが参加できる地域クラブ活動を実施する。
- 運動部1、文化部1を休日中心に週1回、区内施設等で令和7年10月からの活動開始を目指す。
 - 地域クラブ活動は地域の多様な団体が、運営・実施する。



③ 学校給食費の公会計化により学校の負担軽減及び会計の透明性確保を図る。

- 給食用食材調達費の支払業務等を、学校口座による会計（私会計）から区の会計（公会計）へ変更することにより会計の透明性を確保する。
- 給食用食材調達費の支払業務等を教育委員会の業務とし、学校のさらなる負担軽減を図る。
- 今後のスケジュール

令和7年10月～	食材事業者向け説明会、学校向け説明会
令和8年4月～	学校給食費の公会計化

(4) 教育 DX

- ① 東京都が運用するバーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）を活用した、バーチャル・ルーム「ステラ」の支援体制を推進する。
- VLP 内に居場所を確保し、アバターを使ってバーチャル空間で活動しながら、他の利用者や支援員と主にチャットでコミュニケーションを取る。
 - 内蔵されている学習ソフトを活用した自主学習や、イベント等への参加も可能。
 - 対象
北区立学校に在籍し、不登校状態で自宅から外出することが難しい児童・生徒。
 - 開室日時
月曜日～金曜日の 10 時～15 時。支援員と一緒に主にグループ活動を実施する「ステラ☆タイム」を設定。
- ② ICT 支援員の拡充及びインフラ整備により、教育 DX の基盤を強化する。
- ICT 支援員の拡充
現在、各校月 4 回学校を訪問している ICT 支援員の外に、新たに 2 名程度増員し、希望する学校に対して主に授業支援に特化した支援を行うことで、授業支援が不足している学校の ICT 教育レベル（教職員及び児童・生徒）を向上させる。
 - インフラ整備
さらなる ICT 教育を充実させるため、現在の通信回線速度（理論最大値）を 1Gbps から 10Gbps へ向上させる。あわせて、ネットワークアセスメント（現在の通信速度調査）を実施し、アセスメント結果に基づく回線整備及び機器設置を行う。



【(1) ①及び(4) ①の担当】

教育総合相談センター所長

電話 03-3908-1326

【(1) ②の担当】

教育指導課長

電話 03-3908-9287

【(2) 及び(3) ①の担当】

教育政策課長

電話 03-3908-9279

【(3) ②の担当】

生涯学習・学校地域連携課長

電話 03-3908-9323

【(3) ③及び(4) ②の担当】

学び未来課長

電話 03-3908-9271